

## 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業について

### 1 事業の概要

常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。（子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）として実施）。

預かり保育事業に関する補助は3種類です！

- ① 都道府県からの私学助成による補助  
（神奈川県での事業名：私立幼稚園預かり保育推進費補助事業）
- ② 市町村による一時預かり保育事業補助  
（横浜市での事業名：私立幼稚園等一時預かり保育補助事業）
- ③ 横浜市による私立幼稚園等預かり保育事業補助 ※就労要件等あり  
（市型預かり保育～わくわくはまタイム～）

### 2 一時預かり保育の補助申請先について

一時的な預かり保育事業に対しては、神奈川県が行う「私立幼稚園預かり保育推進費補助事業」か、市町村が行う「一時預かり保育補助事業」か、どちらか一方の補助を受けることができます。

#### 【給付対象の幼稚園・認定こども園の場合】

原則、市町村が実施する一時預かり保育事業に申請していただくこととなります。神奈川県が行う私立幼稚園預かり保育推進費補助を受けるためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

条件1) 平成26年度、神奈川県より私立幼稚園預かり保育推進費の補助を受けていること

条件2) 横浜市が実施する一時預かり保育事業で求める基準（実施日数・時間）が県の基準より厳しく、移行が困難であること

#### 【私学助成を受ける幼稚園の場合】

原則、これまでどおり神奈川県の私学助成による預かり保育事業補助に申請をしていただくこととなります。ただし、横浜市による一時預かり保育事業への移行を御希望で、次ページの実施要件を満たしている場合は、神奈川県ではなく横浜市に補助申請をすることも可能（※）です。

※横浜市における取扱いです。他市町村による一時預かり保育事業では、私学助成の幼稚園を補助の対象外としている場合があります。市町村による一時預かり保育事業を実施する場合、補助申請は各在園児の居住市町村にしか行えません。市外在住児がいる場合は御注意ください。

一時的な預かり保育事業への補助事業の対象は、原則以下のとおりです！

- 私学助成を受ける幼稚園  
→① 都道府県からの私学助成による預かり保育事業補助（神奈川県）
  - 給付対象施設となる幼稚園・認定こども園  
→② 市町村による一時預かり保育事業補助（横浜市ほか市町村）
- ※①と②は、併用できません！！

### 3 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業実施要件について

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業を行う場合は、次の実施要件を満たす必要があります。

<b>実施場所</b>		幼稚園・認定こども園												
<b>対象児童</b>		市内在住の在園児（1号認定の子ども ※2号特例給付の対象含む）												
<b>職員</b>	<b>職員数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所（国基準）と同じ配置基準（3歳児 20:1、4歳以上児 30:1）</li> <li>・専ら一時預かり保育に従事する職員（常勤・非常勤は問わない）が必要 その職員が、一時預かり保育実施時間以外の時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することは妨げません。ただし、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり保育の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重請求とならないようご対応ください。</li> </ul> ※常時2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（幼稚園教諭又は保育士）からの支援を受けられる場合、専任担当する職員は1人で可												
	<b>資格</b>	保育士・幼稚園教諭又は次のいずれかにあてはまる者 ①市町村長等が行う研修を修了した者 ②小学校教諭または養護教諭免許所有者 ③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生 ④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を所有していた者 ※ただし、専任担当職員のうち3分の1以上は、保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者とする。 ※②～④に従事させる場合、園は当該従事者に対し、保育・教育を行う上で必要な研修を受講させるものとする。												
<b>設備・面積</b>	<b>保育室等</b>	認可保育所と同じ（2歳以上児 保育室または遊戯室 1.98㎡）。 ※教育時間終了後の保育室又は遊戯室で可												
<b>実施時間・日数</b>		（時間数） 課業日：教育時間と合わせて8時間以上 長期休業期間、休日（いずれも実施する場合）：1日8時間以上 （日数） 課業日：長期休業日を除く課業日開園日の半分以上 休日(実施する場合)：年間19日以上 長期休業日(実施する場合)：年間10日以上												
<b>補助単価</b>		① 基本分単価 ※特別な支援を要する児童を除く。 ・通常単価（年間延べ利用人数（課業日及び長期休業日）が2,000人超の施設） ①平日 400円/回（以下対象児童1人当たり日額） ②長期休業日（8時間未満） 400円/回 ③長期休業日（8時間以上） 800円/回 ・小規模施設単価（年間延べ利用人数（課業日及び長期休業日）が2,000人以下の施設） ①平日 1,600千円÷年間延べ利用人数（課業日）-400円/回 ②長期休業日（8時間未満） 400円/回 ③長期休業日（8時間以上） 800円/回 ②休日単価 ※特別な支援を要する児童を除く。 ※土日祝日等に実施する場合に適用 800円/回 ③長時間加算単価（課業日及び休日）※特別な支援を要する児童を除く												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>預かり保育実施時間等</th> <th>対象児童</th> <th>対象児童1人当たり日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日9時間以上</td> <td>8時間超え10時間未満利用</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1日10時間以上</td> <td>10時間以上11時間未満利用</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>(3) 1日11時間以上</td> <td>11時間以上利用</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>	預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額	(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円	(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円	(3) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円
預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額												
(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円												
(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円												
(3) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円												

補助単価	④長時間加算単価（長期休業日）※特別な支援を要する児童を除く		
	預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人 当たり日額
	(1) 1日8時間以上	4時間超え6時間未満利用	100円
	(2) 1日8時間以上	6時間以上7時間未満利用	200円
	(3) 1日8時間以上	7時間以上8時間未満利用	300円
	(4) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円
	(5) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円
	(6) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円
	⑤特別な支援を要する児童分単価 児童1人当たり日額4,000円 ※特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に、当該児童に単価を適用する。		
	⑥就労支援型加算 年額1,383,200円 ※ただし、次の(4)に規定する職員の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合は、年額691,600円とする。  以下の要件をすべて満たす場合に、加算を適用する。 (1) 横浜市内に設置されている私立幼稚園及び認定こども園であること (2) 平日及び長期休業中 <sup>※1</sup> の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の一時預かりを実施していること (3) 横浜市内に設置された特定地域型保育事業者(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業)と連携 <sup>※2</sup> していること ※1長期休業期間中は年10日以上預かりを実施していること ※2連携とは、①連携施設の児童に集団保育を体験させるための機会の設定、事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行っていること②必要に応じて、代替保育を提供していること③連携施設の児童の卒園後の受入枠を設定していることをいう。地域型保育施設との覚書を交わしていること (4) 本事業の事務を本務として担当する職員を追加で配置すること		
利用者負担	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【横浜市ガイドライン】</b>  <b>課業日に8時間まで利用する場合：1時間あたり換算350円を上限</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの範囲内であれば、時間(分)あたり・回数あたりなどの設定は各園の実情に応じて決めることが可能です。</li> <li>・おやつ代、食事代、夏季の冷房費などの実費徴収は保護者に説明の上徴収することも可能です。</li> <li>・課業日に8時間以上利用する場合や、長期休業期間、休日に利用する場合の利用料は、上記ガイドラインも踏まえて適切な設定をお願いします。</li> <li>・令和5年度より新たに横浜市へ補助申請する場合、事業内容や利用要件の変更なく、前年度より利用料を上げることはご遠慮ください。</li> <li>・令和5年度より新たに横浜市へ補助申請する場合で、現行の預かり保育の利用料がガイドライン以上である場合、手厚い職員配置や特別なカリキュラムを行っているなど、保護者に説明が可能な範囲であれば、令和5年度においては現行の利用料のままかまいません。</li> <li>・このガイドラインは、今後見直しを行う場合があります。</li> </ul>		
広域利用	利用者の居住市町村に補助申請(委託契約)を行う。		

#### 4 補助金による収入試算

事業の実施にあたり、預かり保育を専任担当する職員（非常勤職員でも可）が必要となることから、小規模の施設においても人件費が確保できるよう、年間の延べ利用人数が2,000人以下の場合は事業規模に応じた単価設定を行います（年間の延べ利用人数によって、補助額の計算方法が異なります。）。

##### ■パターン1 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：2,500人

- ① 平日：2,500人（全員が2時間未満の長時間加算適用の場合）
- ② 休日：500人（全員が2時間未満の長時間加算適用の場合）

① 平日  $(400+150 \text{ (円)}) \times 2,500 \text{ (人)} = 1,375,000 \text{ (円)}$

② 休日  $(800+150 \text{ (円)}) \times 500 \text{ (人)} = 475,000 \text{ (円)}$

①+②=1,850,000円 ←年間の補助金収入額

##### ■パターン2 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：900人

- ① 平日：800人
- ② 長期休業日（8時間以上）：100人
- ③ 休日：100人（長時間加算なしの場合）

① 平日  $(1,600,000 \text{ (円)} \div 800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 1,600 \text{ (円)}$ （10円以下切り捨て）  
 $1,600 \text{ (円)} \times 800 \text{ (人)} = 1,280,000 \text{ (円)}$

② 長期休業日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$

③ 休日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$

①+②+③=1,440,000円 ←年間の補助金収入額

##### ■パターン3 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：1,900人

- ① 平日：1,800人（うち、長時間2時間未満利用：100人、長時間2時間以上3時間未満：50人）
- ② 長期休業日：100人（うち、8時間以上10時間未満利用：20人）

① 平日  $(1,600,000 \text{ (円)} \div 1,800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 480 \text{ (円)}$ （10円以下切り捨て）  
 $480 \text{ (円)} \times 1,800 \text{ (人)} + 150 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} + 300 \text{ (円)} \times 50 \text{ (人)} = 894,000 \text{ 円}$

② 長期休業日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ 人} + 150 \text{ (円)} \times 20 \text{ (人)} = 83,000 \text{ 円}$

①+②=977,000円 ←年間の補助金収入額

■パターン4 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：900人

- ① 平日：800人
  - ② 長期休業日（8時間以上）：100人
  - ③ 休日：100人（長時間加算なしの場合）
  - ④ 特別な支援を要する児童50人
- ※特別な支援を要する児童は含みません

- ① 平日  $(1,600,000 \text{ (円)} \div 800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 1,600 \text{ (円)}$  (10円以下切り捨て)  
 $1,600 \text{ (円)} \times 800 \text{ (人)} = 1,280,000 \text{ (円)}$
  - ② 長期休業日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
  - ③ 休日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
  - ④ 特別な支援を要する児童  $4,000 \text{ (円)} \times 50 \text{ (人)} = 200,000 \text{ (円)}$
- ①+②+③+④=1,640,000円 ←年間の補助金収入額

■パターン5 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：900人

- ① 平日：800人
- ② 長期休業日（8時間以上）：100人
- ③ 休日：100人（長時間加算なしの場合）
- ④ 就労支援型加算（本事業の事務を担当する職員の配置月数が6か月未満）

- ① 平日  $(1,600,000 \text{ (円)} \div 800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 1,600 \text{ (円)}$  (10円以下切り捨て)  
 $1,600 \text{ (円)} \times 800 \text{ (人)} = 1,280,000 \text{ (円)}$
  - ② 長期休業日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
  - ③ 休日  $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
  - ④ 就労支援型加算（職員配置6か月未満） 691,600円
- ① +②+③+④=2,131,600円 ←年間の補助金収入額

5 補助金交付スケジュール

期日等	内容	送付先
4月	預かり保育開始	(園)
6月	補助金交付申請書類 様式送付	(市→園)
7月	補助金交付申請書類 提出締切	(園→市)
9月	補助金交付決定	(市→園)
翌年4月	実績報告書の提出	(園→市)
翌年5月	額確定通知の交付・補助金請求書の提出・補助金の支払い	(園↔市)

## 一時預かり保育事業に関するQ&A

### <実施時間について>

Q 1 何時から何時までを預かり保育の時間とすればよいですか。

A 1 預かり保育実施について、具体的な時間設定は設けません。

預かり保育実施時間と教育時間の合計（休業日は預かり保育の時間のみ）が、8時間以上であれば、基本分の補助対象とします。

さらに、課業日及び休日において、預かり保育実施時間と教育時間の合計（休日は預かり保育の時間のみ）が9時間以上であれば、8時間を超えて利用した児童数に応じ、長時間加算の対象となります。長期休業日においては、預かり保育実施時間が8時間以上であれば、4時間を超えて利用した児童数に応じ、長時間加算の対象となります。

※以下は補助対象となる実施時間のイメージです。

#### <課業日の実施イメージ>

8時                  9時                  12時                  14時                  16時                  17時                  18時

・教育時間の前後に預かり保育を実施するパターン

預かり保育	教育時間	預かり保育	長時間加算
-------	------	-------	-------

・教育時間後に預かり保育を実施するパターン

教育時間	預かり保育	長時間加算
------	-------	-------

・午前保育の日の教育時間後に預かり保育を実施するパターン

教育時間	預かり保育	長時間加算
------	-------	-------

#### <長期休業日の実施イメージ>

8時                  9時                  12時                  14時                  16時                  17時                  18時

・9時間以上預かり保育を実施し、児童が10時間未満利用するパターン

預かり保育（基本分 800 円）	長時間加算 +150 円
------------------	-----------------

・8時間以上預かり保育を実施しているが、児童が6時間未満利用するパターン

預かり保育（基本分 400 円）	+100 円	← 閉園時間
長時間加算		

#### <休日の実施イメージ>

8時                  9時                  12時                  14時                  16時                  17時                  18時

預かり保育	長時間加算
-------	-------

## <従事職員について>

Q 2 職員配置数は、どのように計算すればよいですか。

A 2 必要職員数は、年齢別に子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（少数点第2位以下切り捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数となります。3歳児は児童20人に対して職員1人、4歳以上児は児童30人に対して職員1人の配置が必要です。

(例) 3歳児：20人、4歳児以上児：45人 が預かり保育を利用する場合

(園児数)  $\frac{3\text{歳児：利用者数 } 20\text{人}}{20\text{人}} + \frac{4\text{歳以上児：利用者数 } 45\text{人}}{30\text{人}}$   
(職員数) = 1人 + 1.5人  
=2.5人  
⇒四捨五入により **3人** が必要人数となります。

※利用者数が少なく、上記の式により従事職員が1人以下となった場合であっても、常時2人以上の配置は必要です。

※必要職員数の算出における児童の年齢はクラス年齢を指します。誕生日を迎えることにより児童の年齢が上がっても、算出上の年齢には反映しません。

Q 3 職員の配置については、幼稚園の学級を担任している職員とは別に専任の職員を配置する必要がありますでしょうか。配置基準を満たす場合は、学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。

A 3 一時預かり保育事業における専任職員の配置については、事業実施時間において専ら一時預かり保育に従事することを求めているものであり、教育課程時間など、その他の時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません。

その際、教育課程時間と一時預かり保育との兼務を行う場合には、公費の二重計上・請求の防止や教諭等の適切な教育・労働環境に留意してください。

また、幼稚園教諭又は保育士の配置人数は常時2人を下ることはできませんが、専用保育室が幼稚園等と一体の場合であり、専任の幼稚園教諭又は保育士は1人で、他は幼稚園等の職員（幼稚園教諭又は保育士に限る）を配置する場合は上記の取扱いから除きます。

Q 4 一時預かり保育の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格や私学助成の対象となる学級担任でも問題ないでしょうか。

A 4 幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格や私学助成の対象となっている時間内に兼務することも可能です。なお、収支報告に、人件費として計上できるのは、一時預かりに係る部分のみですので、ご注意ください。

Q 5 担当職員の資格の一つにある「市町村長等が行う研修を修了した者」とはどのような研修を受けた人のことを指すのでしょうか。

A 5 子ども・子育て支援新制度開始にともない創設された「子育て支援員」の有資格者（「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者）を指します。

## <私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）との併用について>

**Q 6 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）を利用している児童と、一時預かり保育を利用している児童を同じ部屋で保育することはできますか。**

A 6 両事業の運営基準のうち、より厳しい基準を統一して満たしていれば、同室で私立幼稚園等預かり保育と一時預かり保育を行うことも可能です。

- ・職員配置基準：児童 10 人に対して 1 人（私立幼稚園等預かり保育の基準）
- ・保育室の面積基準：一人当たり 1.98 m<sup>2</sup>（一時預かり保育の基準）

その際、各事業での人件費等の補助対象経費が重複しないよう、お気を付けください。

**Q 7 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）を利用している児童が、同月内に一時預かり保育も利用することは可能ですか。**

A 7 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）は、就労等の利用要件を満たしていれば、利用者はその月の利用回数を制限されません。また、横浜市からの補助金も月額で設定しています。そのため、利用回数に基づいて利用料の発生する一時預かり保育との併用は原則できません。同月内に私立幼稚園等預かり保育と一時預かり保育の両事業の補助対象となることは、補助の重複を避けるため、原則認められません。

**例外** 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）の平日型実施園が、日数を満たして土曜日等の休日に一時預かり保育を実施している場合は、横浜市型の預かり保育を利用している児童が一時預かり保育も利用することが想定されます。その場合、当該児童の休日利用については一時預かり保育の補助及び利用料徴収の対象となります。

## <広域利用について>

**Q 8 横浜市以外に居住する児童を受け入れている場合、補助の請求や利用料はどのようになりま**  
**すか。**

A 8 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり保育事業の実施主体は市町村となります。横浜市以外に居住する児童に対しては、その児童の居住市町村が実施する事業により補助（委託）を受けていただくこととなります。

詳細な制度設計は各市町村にて行うため、補助額や利用料、実施日数の目安など、横浜市とは異なる基準を設けている場合があります。複数の市町村より補助（委託）を受けることを予定している場合は、基準等について該当の市町村にお問い合わせください。

**Q 9 横浜市に居住する児童の一時預かりは横浜市の補助事業を利用し、市外に居住する児童の一時預かりについては私学助成の補助を受けて良いでしょうか。**

A 9 市町村が実施する一時預かり保育事業と私学助成の併用はできません。横浜市の一時預かり保育を実施する場合は、市外に居住する園児に対しても市町村からの補助（委託）を受けてください。

**Q 10 年間延べ利用人数により補助単価が異なりますが、横浜市に居住する児童と市外に居住する児童がいた場合は、別に算定するのでしょうか。園としての合計人数で算定するのでしょうか。**

A 10 基本単価は、施設当たりの年間延べ利用人数により設定することとなります。実績報告の際には、市外に居住する児童の延べ利用人数も報告していただきます。



## <就労支援型加算について>

### Q11 就労支援型加算を受けるにはどんな条件がありますか。

A11 就労支援型加算を受けるには以下の4つの条件をすべて満たす必要があります。加算は年額1,383,200円です。

- (1) 横浜市内に設置されている私立幼稚園及び認定こども園であること
- (2) 平日及び長期休業中<sup>※1</sup>の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること

なお、預かり保育を実施する日において、職員配置等の体制を整えていたにもかかわらず、利用者がなかった日及び8時間未満の利用者しかいなかった日も、実施した日として取扱うものとします

※1 長期休業期間中は、年10日以上預かりを実施していることが必要です。

- (3) 横浜市内に設置された特定地域型保育事業者（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）と連携<sup>※2</sup>していること

※2 連携とは、①連携施設の児童に集団保育を体験させるための機会の設定、事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行っていること②必要に応じて、代替保育を提供していること③連携施設の児童の卒園後の受入枠を設定していることをいいます。地域型保育施設と覚書を交わしていることが条件となります。

- (4) 本事業の事務を本務として担当する職員<sup>※3</sup>を追加で配置すること

※3 理事長や園長は該当しません。

また、(4)に規定する職員の配置月数が6月に満たない場合の加算額は、年額691,600円とします。

## <特別な支援を要する児童分単価について>

### Q12 特別な支援を要する児童分単価はどのような場合に適用されますか。

A12 特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に、該当児童に単価を適用します。

また、特別な支援を要する児童とは次のいずれかに当てはまる児童になります。

- (1) 横浜市障害児童等の保育・教育実施要綱第3条第1項第1号から第4号に定める児童（区役所で上記要綱の対象児童として認められた児童）
- (2) 「横浜市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱」第2条第3項に定める「私立幼稚園特別支援教育費補助」の対象となった児童

※私学助成幼稚園が対象の補助金です。施設型給付園は対象外です。

### Q13 特別な支援を要する児童は、年間延べ利用児童数に含まれますか。

A13 特別な支援を要する児童分単価を適用する児童は、課業日、長期休業日、休日、いずれの年間延べ利用児童数にも含まれません。基本分単価を適用する児童とは分けて利用児童数の管理をお願いします。